

日唐の将軍号に関する小考

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-08-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉永, 匡史, YOSHINAGA, Masafumi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00066981

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



日唐の將軍号に関する小考

吉永 匡史

はじめに

君主がその政治的地位や権力を維持するための手段はいくつかあるが、直截的なものとして筆頭にあげられるのは、武力の掌握である。なかでも、君主の膝元にあるがゆえに迅速に動員可能な中央武力については、いかにしてこれを完全に掌中に置くかが肝要となる。中央武力の存在意義は君主の権威・権力と身体的安全を保持することとあり、これに派生して京師を外敵から防衛すること、そして京師内部における敵対勢力の排除がある。一方で、京師に集住する臣下の側からすると、京師に存在する軍事力を管理する官職に就くことは、自らの権勢を拡大し、強固なものにする有効な一歩であることと位置づけることができよう。

それでは、八世紀以降の日本律令体制下において、兵権——本稿では軍隊指揮に関わる権能を意味する——をもつ官職はどのような位置づけられていたのだろうか。本稿では將軍号に焦点をあて、日唐の衛府官制の比較を行うことで、日本律令国家が兵権の所在をどのように構想していたのか、その一端を明らかにしたい。兵権の所在は、国家の統治組織、社会階層、軍事力の公私といった観点から複合的に考察されるべき問題であるが、本稿では古代日本と唐王朝

における衛府長官の名称の相違を手がかりとし（1）、天皇と兵権の問題にも言及したいと思う。

一 日唐の衛府と將軍号

日本では八世紀初頭の大宝律令の施行により、衛門府・左衛士府・右衛士府・左兵衛府・右兵衛府からなる五衛府制が確立した。例えば衛門府を例に挙げると、養老令では次のように規定する（山括弧は細字注を示す。以下同じ）（2）。

史料 1 養老職員令 59 衛門府条

衛門府（管三司一）督一人。（掌、諸門禁衛、出入、礼儀、以^レ時巡檢、及隼人、門籍、門勝事。）佐一人。大尉二人。少尉二人。大志二人。少志二人。医師一人。門部二百人。物部卅人。使部卅人。直丁四人。衛士。

督を長官とする四等官制に基づいて管理・運営されており、これは他の衛府も同様であった（3）。大宝職員令の衛府関係条文は部分的にしか復原できないが、左・右兵衛府の長官が率、次官が翼であるという相違があり、また医師は養老三年（七一九）に設置されている（4）。衛府官制の全体像がうかがえる養老職員令によってそ

の構成をまとめると、次の表1のようになる。

表1 養老令官制における五衛府構成員

	衛門府	左・右衛士府	左・右兵衛府
長官	督(1) 〔正五位上〕	督(1) 〔正五位上〕	督(1) 〔從五位上〕
次官	佐(1) 〔從五位下〕	佐(1) 〔從五位下〕	佐(1) 〔正六位下〕
判官	大尉(2)・少尉(2) 〔從六位下・正七位上〕	大尉(2)・少尉(2) 〔從六位下・正七位上〕	大尉(1)・少尉(1) 〔正七位下・從七位上〕
主典	大志(2)・少志(2) 〔正八位下・從八位上〕	大志(2)・少志(2) 〔正八位下・從八位上〕	大志(1)・少志(1) 〔從八位上・從八位下〕
	医師(1)	医師(2)	医師(1)
	門部(200)	使部(60)	番長(4)
	物部(30)	直丁(3)	兵衛(400)
	使部(30)	衛士	使部(30)
	直丁(4)		直丁(2)
	衛士		

【備考】

- ・丸括弧内は員数を、亀甲括弧内は官位相当を示す。
- ・大宝令官制では、兵衛府長官を「率」、次官を「翼」と呼称した。

表1を通覧すると、五衛府の長官である督の官位相当は五位であり、例えば八省の兵部卿（正四位下）と比較しても取り立てて高いわけ

ではなく、官制の上では八省の卿には及ばないことがみてとれる（養老官位令）。ただ一方で、彼らは議政官や八省の卿などと同じく勅任官であり、個別に天皇と強い繋がりをもっていたことは特記できよう（養老選叙令3任官条）。五衛府の主要な職務は、宮内の門の守衛、御垣・庫藏門などの警備、および宮城内と京内の夜間巡邏であり（5）、律令に規定される唯一の中央軍事組織であった。

五衛府の兵力は、衛門府が門部（二〇〇人）と衛士、左・右衛士府は衛士、左・右兵衛府は兵衛（各四〇〇人）で構成される。各衛府が擁する衛士の数は職員令や宮衛令に明示されておらず、時期によって増減があったが、衛門府・衛士府ともに最低二〇〇人は配備されていたものとみられる（6）。衛士は、京師に上番した各国の軍団兵士によって担われる兵役であり、数量的には五衛府の主力であったと目される（7）。その定額を令文に明記しないが、これは国家にとっての重要度を低く見積もることに繋がらない。むしろこの措置は、天皇の判断で中央兵力の増強をある程度柔軟に行えたことを意味し、政権の膝元で機能する中央武力に可変性の余地をもたせたと評価すべきだろう。

五衛府制は、門部のように七世紀以前の氏族制に淵源をもつ兵種もあるが（延喜兵部式門部条）、律令において整備するにあたり、衛士という名称も含めて範を執つたのは唐の南衙禁軍、すなわち左右十二衛（左・右衛、左・右驍衛、左・右武衛、左・右威衛、左・右領軍衛、左・右金吾衛）である（8）。左右十二衛の衛士は、各地に設置された折衝府から供給され、皇城を守衛する総人数は常時八万人を下らなかった（9）。この大兵力は、緊急時に京師防衛の

軍隊を編成することを可能にしたのである。

さて、この左右十二衛の長官は大将軍であり、武官名として將軍号を与えられている。例えば左・右衛の場合、『唐六典』卷二四諸衛に次のようにある（注は全て省略）。

史料2 『唐六典』卷二四、諸衛、左右衛

左・右衛、大将軍各一人、正三品。將軍各二人、從三品。左・右衛大将軍・將軍之職、掌統領宮廷警衛之法令、以督其屬之隊杖、而總諸曹之職務。凡親・勳・翊五中郎將府及折衝府所隸者、皆總制焉。…（中略）…、長史各一人、從六品上。録事參軍事各一人、正八品上。倉曹參軍事各二人、正八品下。兵曹參軍事各二人、正八品下。騎曹參軍事各一人、正八品下。曹參軍事各一人、正八品下。司階各二人、正六品上。中候各三人、正七品下。司戈各五人、正八品下。執戟各五人、正九品下。奉車都尉各五人、從五品下。…（後略）

大将軍以下計三一人の官職名が知られ、長官として大将軍を一人、次官として將軍二人を設置することは、他の十衛についても同様である。唐代において將軍号は、実職としての左右十二衛の大将軍・將軍と、武散官の二系統がある。武散官計二九階のうち、將軍号は從一品から從五品下までに限定されており、これを『通典』卷四十四職官二二の「大唐官品（開元二十五年制定）」をもとに列記すると次の通りである。

從一品	驃騎大将軍
正二品	輔国大将軍
從二品	鎮軍大将軍
正三品	冠軍大将軍
從三品	雲麾將軍

正四品上	忠武將軍	正四品下	壯武將軍
從四品上	宣威將軍	從四品下	明威將軍
正五品上	定遠將軍	正五品下	寧遠將軍
從五品上	游騎將軍	從五品下	游擊將軍

唐令では官品令に規定されていたと考えられ（10）、叙階の方式は文散官と同様であった（『唐六典』卷五尚書兵部）。將軍号は晋代以降加官として濫授され、多くの將軍号は軍隊の指揮という実職から遠ざかり、名目だけのものとなった。南北朝時代を通じて実職ではない將軍号は階官化し、唐代前半期には右に列記したような形で整備されるに至るのである（11）。左右十二衛の大将軍が正三品であることから、武散官も正三品以上は大将軍となっており、両者の対応関係がうかがえる。本稿では実職としての將軍、すなわち左右十二衛の將軍号のみに注目するが、唐律令には実職と散官双方で將軍号が使用されていることをおさえておきたい。

表1と史料2を比較するとわかるように、日本の五衛府では、將軍号を全て排除している点が特徴的である。また周知のように、大宝令・養老令制の位階に將軍号をもつものはない。この相違はいかなる理由で発生し、何を意味しているのだろうか。章を改め、八世紀以降の日本における將軍のあり方を検討したい。

二 日本律令体制下における將軍と節刀

奈良時代における將軍の実例は、征討軍発遣の際に任命された出征將軍をはじめとして、複数の事例を確認できる。北啓太氏の検討

によると、次の五つに大別される(12)。

- 〔A〕律令に規定する將軍(出征將軍)
- 〔B〕中央における臨時の將軍
- 〔C〕「大將軍」
- 〔D〕令外官としての常置の將軍
- 〔E〕一般的呼称としての將軍

北氏の考察と重なるが、上記の五種について順に検討していきたい。

まず〔A〕の出征將軍は、征討軍の規模別の幕僚構成を規定する養老軍防令24將帥出征条に、

史料3 養老軍防令24將帥出征条

凡將帥出征、兵滿二万人以上^一、將軍一人、副將軍二人、軍監二人、軍曹四人、録事四人。五千人以上、減^二副將軍々監各一人、録事二人。三千人以上、減^三軍曹二人。各為^二軍^一、每^レ惣^三軍^一、大將軍一人。

とあつてその首座に掲げられ、天皇に代わつて征討軍(唐では行軍)を指揮する將軍である(13)。くわえて同令18節刀条は、

史料4 養老軍防令18節刀条

凡大將出征、皆授^二節刀^一。辞訖、不^レ得^三反宿^二於家^一。其家在^レ京者、每^レ月一遣^二内舍人^一存問。若有^二疾病者^一、給^二医薬^一。凱旋之日、奏遣^レ使郊勞。

とみえ、天皇の軍隊指揮権を象徴する宝器である「節刀」をひとたび仮授された後は、凱旋の日まで自邸に帰ることはできず、まさに征行のみに従事する臨時の存在であつた(14)。皇帝による親征がしばしば行われた中国諸王朝とは異なり、少なくとも七世紀以降の

古代日本において、天皇が自ら軍隊を率いて前線に赴くことはなかつた。節刀の仮授がいつまで遡る行為なのかははっきりしないが、征討軍の派遣にあたっては指揮権を委ねる出征將軍が必ず任命され、天皇の名代としての証である節刀が仮授されたのである。北氏が指摘するように、日本律令の条文中にみえる將軍が全て出征將軍である点は重要である(15)。

次に〔B〕と〔E〕の將軍についてみてみよう。〔B〕は、新羅使迎接の際に任命された「騎兵大將軍」(16)、聖武天皇の行幸を護衛する「前騎兵大將軍」「後騎兵大將軍」(17)、兵庫を檢校する「檢校兵庫將軍」など(18)、中央で設置された限時的な將軍を指している。いずれも設置目的が明確であることが特徴である。〔C〕は下毛野古麻呂・大伴安麻呂・新田部親王が任じられた「大將軍」である(19)。その権能については諸説あるが(20)、奈良時代の政治過程の中で臨時的に生み出された中央の將軍職であるとみてよい。令において「大將軍」の用語は**史料3**にみえ、三軍を総べる將軍としての名称である。また前章で確認したように、唐において大將軍の号は平時の実職の武官としては最上位に位置し、また武散官においても正三品以上に該当する、格式の高い將軍号であつたこともあわせて考慮に入れる必要がある。次に〔D〕は、陸奥国に設置された鎮守將軍や、藤原広嗣の乱後に大宰府を一時停廢する代わりに置かれた鎮西府の將軍を指し、辺要の軍政を管掌する(21)。最後の〔E〕は、『続日本紀』養老五年(七二二)十二月辛丑条に「太政官奏、授刀寮及五衛府、別設^二鉦・鼓各一面^一、便作^二將軍之号令^一、以為^二兵士之耳目^一、節^二進退動靜^一。奏可之」とみえる「將

軍」である。五衛府や授刀舎人寮に「將軍」という官職はなく、また「兵士」と対句的表現として使われていることから、これは軍隊を統率する者としての一般的表現であるとみられる(22)。

このように整理してみると、「A」と「B」も「E」の將軍の間に、一つの大きな違いがあることに気付く。それは、節刀仮授の有無である。節刀を仮授される「將軍」と、仮授されない「將軍」との間にいかなる軍事的差違があったのが、次の問題となるだろう。

そこでまず、節刀仮授がもつ意義を考えてみたい。節刀とは、**史料4**

史料4 に対する『令義解』の注釈に「凡節刀者、以鬣牛尾為之。使者所_レ權也。今以_二刀劍_一代之。故曰_二節刀_一。雖_二名実相異_一、其所_レ用者一也」とみえ、天皇の名代であることを示す一本の刀劍である(23)。節刀の仮授は、遣新羅使や遣渤海使に関する史料にはみえないため、与えられたのは遣唐使と出征將軍のみであったと考えられる。

では、節刀はいかなる効力を有していたのか。時期は降るが、宝龜七年(七七六)の遣唐使に対する節刀仮授の記事から具体的にうかがうことができる。

史料5 『続日本紀』宝龜七年四月壬申条

御_二前殿_一、賜_二遣唐使節刀_一。詔曰、天皇_レ我_レ大命_レ良麻等_レ遣唐国使人_レ尔_レ詔大命_レ乎_レ、聞食_レ止_レ宣。今詔、佐伯今毛人宿祢・大伴宿禰益立二人、今汝_レ等_レ二人_レ乎_レ遣唐国者、今始_レ乎_レ遣物_レ尔波_レ不在。本_レ与_レ利_レ自朝使其国_レ尔_レ遣_レ之_レ、其国_レ与_レ利_レ進渡_レ祁里_レ。依此_レ乎_レ使次_レ止_レ遣物_レ會_レ。悟此意_レ乎_レ、其人等_レ乃_レ和_レ美_レ安_レ美_レ応

為_レ久_レ相言_レ部_レ。驚_レ呂之岐_レ事行_レ奈世會_レ。亦所遣使人判官已下死罪已下有犯者、順罪_レ乎_レ行_レ止之乎_レ、節刀給_レ久止_レ詔大命_レ乎_レ、聞食_レ止_レ宣。…(下略)

傍線部において、天皇による刑罰権譲渡の宣言とともに節刀を仮授している。これは、節刀と刑罰権の関係を示すものと判断できよう。

史料5の遣唐使一行の渡海は「水候」を逸したため延期となり、『続日本紀』同年閏八月庚寅条)、あらためて翌年四月に出発することとなった。

史料6 『続日本紀』宝龜八年(七七七)四月癸卯条

(前略)、是日、遣唐大使佐伯宿禰今毛人、輿_レ病進_レ途。到_二摂津職_一、積_レ日不_レ損。勅_二副使石根_一、持_レ節先發、行_二大使事_一。即得_二順風_一、不_レ可_二相待_一。遣_二右中弁從四位下石川朝臣豊人_一、宣_二詔使下_一曰、判官已下犯_二死罪_一者、聽_二持節使頭專忝科決_一。

ところが大使佐伯今毛人は病のため渡海できず、副使小野石根に「持_レ節先發、行_二大使事_一」と命じる事態となる。ここで注目されるのは、光仁天皇が、「持節使頭」すなわち佐伯今毛人に替わって節刀を持つ小野石根に対し、判官以下の死罪専決権を認めている点である。これは、大使でなくとも現に節刀を所持する者が天皇に代わって刑罰権を有する、という原則を明示するものと考えられよう。本事例は遣唐使のケースであるが、出征將軍についても、延暦八年(七八九)の征夷に関する次の記事から同様の事実を看取できる。

史料7 『続日本紀』延暦七年(七八八)十二月庚辰条

征東大將軍紀朝臣古佐美辞見。詔、召昇_二殿上_一、賜_二節刀_一。因賜_二勅書_一曰、夫扱_レ日押_レ將、良由_二論言_一。推_レ數分_レ闡、專任_二

將軍^一。如聞、承前別將等、不^レ慎^二軍令^一、逗闕猶多。尋^二其所由^一、方在^レ輕^レ法。宜^下副將軍有^レ犯^二死罪^一、禁^レ身奏上、軍監以下依^レ法斬決^上。坂東安危在此一舉^一。將軍宜^レ勉之。因賜^二御被^二二領、采帛卅疋、綿三百屯^一。

征東大將軍紀古佐美が辞見するにあたって、桓武天皇は殿上で彼に節刀を授与しており、その際「勅書」を賜い副將軍以下の刑罰権賜与を明言している。遣唐大使には勅書が授与された形跡が無いことからすれば、この勅書は、出征將軍の背後に天皇の權威・権力が存在することを、征討軍内部に重ねて明示する意味をもつと言えよう(24)。出征將軍に仮授する節刀は、それを帯びる者が兵権の裏付けとしての刑罰権を有することを示す、一つのシンボルであった。北氏によれば、刑罰権の内実は、節刀を執る資格のある者以外の殆ど全員に対する死罪専決権であった。そして遣唐副使と異なり、出征副將軍は節刀仮授の際に殿上に昇らないため、出征將軍の権限は將軍権力の最高性を強化したものと位置づけられる(25)。節刀の仮授は、出征將軍の兵権を天皇自身が保障することを意味するのである。

このように節刀と將軍の関係を理解すると、律令において將軍を出征將軍しか規定しなかったことは、天皇の兵権を限時的に委譲し得る対象を、法制上最小限に絞ったことを意味している。北氏は出征將軍が天皇の權威を背景に軍衆を威圧したとみたが、一方で田頭賢太郎氏は、これはむしろ天皇の權威がなければ軍を統制できないことを意味すると解した(26)。七世紀最末期の律令体制構築時において、為政者は將軍の本質を、天皇の兵権を委譲する対象として

とらえていたのであり、この措置は律令法規上に複数の將軍を規定することを避け、臨時的戦闘体制時に前線において天皇の名代となる出征將軍のみを明文化したと言えよう。これゆえに唐とは異なり、日本の五衛府長官は將軍号を帯びなかったものと位置づけられるのである。

むすびにかえて ——— 天皇と兵権 ———

前章での結論をふまえると、なぜ為政者は律令条文上に將軍を規定することに、これほど神経を尖らせたのであろうか。これは、第一にその背景となる天皇と軍事力の歴史的關係、第二に七世紀末における政情に基づく政策的要請という、二つの観点から検討する必要があるように思う。

まず第一の観点について、そもそも天皇は自ら軍衆を率い、軍事行動を行う存在だったのか、ということが問題となる。順帝昇明二年(四七八)、倭王武は宋王朝に対する上表文の中で、「封国偏遠、作藩^二于外^一。自^レ昔祖禰、躬^二擐^二甲冑^一、跋^二涉山川^一、不^レ違^二寧處^一。東征^二毛人^一五十五国、西服^二衆夷^一六十六国、渡平^二海北^一九十五国。……(下略)」と述べた(27)。ここで倭王武が「躬^二擐^二甲冑^一、跋^二涉山川^一」と述べている点に注意される。この表現は『春秋左氏伝』にほぼ一致する一節があり(28)、大王が本当に甲冑を纏って軍を指揮したかは不明瞭である。しかし古墳時代中期においては、斉一化された甲冑が畿内の政権によって地方へ下賜されて古墳に埋納されるようになり、鏡などの祭祀具に代わって武器・武具が權威・権

力の象徴を担っていた(29)。当時は王が甲冑を身に纏い自ら戦いに赴くことが賞揚される時代だったと推測され、甲冑に象徴される軍事的権威が重視されていたことがうかがえる。

しかし、大王が自らの軍事的功績・権威を誇示する状況は、その後も継続したとは言いがたい。六世紀前半における磐井の乱を鎮圧したのは「大將軍」物部大連麁鹿火であり(30)、推古天皇十年(六〇二)の「撃新羅將軍」に任命されたのは来目皇子であった(31)。即位前の事例であるものの、六七二年に勃発した壬申の乱において大海人皇子は自軍と共にあり、「檢校軍事」したり軍衆に号令を発しているが、その一方で高市皇子に対して「賜鞍馬」、悉授三軍事」という措置を行っていることも留意される(32)。上記の事例からは、大規模な軍事行動を実施する際、大王(天皇)の兵権は臣下に委ねられるのがむしろ慣例となっていたように推測される。君主が出征將軍に兵権と軍隊を委ねて軍事行動を行わせることは歴史上何ら珍しくないが、唐皇帝の親征についての儀礼が『大唐開元礼』の軍礼に定められている(巻八四「皇帝親征禡于所征之地」など)ことと対比すれば(33)、仮に大王に軍人的な性格がかつてあったとしても、早くに失われているとみられるのである。むしろ大王(天皇)の兵権は、平時はこれを保持しても、戦時には限時的に委譲するものであった、と位置づけることができよう。こう考えると、前章で明らかにした律令における將軍のあり方は、天皇と兵権の古くからのあり方と齟齬せず、むしろそれを反映していると思われることができるだろう。

第二の観点では、この措置が天皇と出征將軍以外に強力な兵権を

帯びる存在を法制上設けなかったと判断されることが重要である。これはすなわち、政争の当事者となる皇族や中央氏族の存在を強く意識したものであると言えよう。

そこで想起されるのは、先にも触れた壬申の乱である。壬申の乱は、大友皇子と大海人皇子との間で繰り広げられた皇位継承争いであった。乱は大海人皇子の勝利に終わり即位に至るが、クーデターに勝利して即位した天武天皇は、同様の手法で自らが脅かされることを防ぐために、叛乱抑止の策を講じることとなる。旧稿で明らかにしたように、天武朝以後の軍事政策はこの方針が大きな意味をもっており、八世紀の律令軍事体制へと結実していく(34)。律令における將軍設置の制限も、叛乱抑止という天武朝以後の基本路線の下に行われたと考えられ、強力な兵権を保持すると解されかねない存在を、法の上において極力限定しようとした措置であったと位置づけられるのである。

以上から、日本律令における將軍のあり方は、六・七世紀の天皇と兵権のあり方を前提としつつ、七世紀末の天武・持統朝における叛乱抑止という政治的課題の解決策の反映であったと考えられる。しかし八世紀前半において令外の將軍が置かれ、また中衛大將——軍防令において、大將は出征將軍の別称である(35)——が新置されるなど、將軍号のあり方や中央軍事組織は八世紀を通じて変質していくことになる。本稿で論及できなかった課題は数多いが、全て今後の課題とし、ひとまずこの小考を閉じることとしたい。

(1) この問題については、既に拙稿 a 「古代国家の軍事組織とその変質」(大津透ほか編『岩波講座 日本歴史 第4巻 古代4』岩波書店、二〇一五年)の一一九頁で注意を喚起し、拙稿 b 「軍防令と軍事制度 — 差兵条をめぐる —」(古瀬奈津子編『古代文学と隣接諸学5 律令国家の理想と現実』竹林舎、二〇一八)の三三四頁でも触れたが、端的な指摘に留まり、詳細な検討を行わなかった。本稿はこれに正面から取り組むものである。なお本稿の第二章については、別稿「古代日本の中央兵力と律令貴族」(柿沼陽平・飯山知保編『貴族与士大夫 — 青年学者眼中的中国史』上海古籍出版社、二〇二二年刊行予定)と重なる部分が多くある。位置づけ等に相違点があるが、別稿の日本語原稿の提出は二〇一八年であり、この間における筆者の考えの変化とご諒解頂きたい。

(2) 本稿で引用する史料の典拠は、次の通りである。

【日本史】 『日本書紀』は古典文学大系本、『続日本紀』は新日本古典文学大系本、『延喜式』・『令義解』・『令集解』は国史大系本、養老令は日本思想大系本、養老律は律令研究会編『譯注日本律令 律本文篇』(東京堂出版)に依拠する。

【中国史】 『宋書』・『唐六典』・『通典』は中華書局標点本、『大唐開元礼』は古典研究会本(汲古書院)、唐律は『譯注日本律令 律本文篇』に依拠する。

(3) 他の衛府の構成については、養老職員令61左衛士府条、同62左兵衛府条を参照。五衛府制の概要は、注(1) 拙稿 a の一一七〜一一九頁を参照。

(4) 大宝職員令条文の復原状況については、仁井田陞著／池田温

編集代表『唐令拾遺補』(東京大学出版会、一九九七年)の「唐日両令対照一覧」を参照。医師の設置は、『続日本紀』養老三年九月辛巳条にみえる。

(5) 『令集解』官衛令1宮閣門条古記、養老官衛令4開閉門条、同9庫藏門条、同24分衛条などを参照。

(6) 笹山晴生「令制五衛府の成立と展開」(『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年)の四五・四六頁の注(3)を参照。

(7) 養老軍防令14兵士以上条。軍団と衛士の関係については、橋本裕「衛士制の運用をめぐる」『律令軍団制の研究 増補版』吉川弘文館、一九九〇年。初発表一九七六年)、笹山氏前注(6)論文、および拙稿「律令軍団制の成立と構造」(『律令国家の軍事構造』同成社、二〇一六年。初発表二〇〇七年)を参照。

(8) 唐の中央武力は、いわゆる「府兵制」によって維持される国家的中央軍の南衙禁軍と、皇帝の親衛軍である北衙禁軍とに大別される。北衙禁軍については、菊池英夫「唐府兵制の成立過程と北衙禁軍の起源」(『東洋史学』十三号、一九五五年)、林美希「唐代前期における北衙禁軍の展開と宮廷政変」(『唐代前期北衙禁軍研究』汲古書院、二〇二〇年。初発表二〇一二年)、蒙曼「唐代前期北衙禁軍制度研究」(中央民族大学出版社、二〇〇五年)などを参照。

(9) 濱口重國「府兵制度より新兵制へ」(『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大学出版会、一九六六年。初発表一九三〇年)を参照。

(10) 仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会、一九六四年。初版は東方文化学院、一九三三年)では、本文でも依拠した『通典』巻四十職官二の「大唐官品」の記載を根拠に、開元二十五年令として唐官品令一丙条を復原している。唐代の身分官人制については、

池田温「中国律令と官人機構」(仁井田陞博士追悼論文集編集委員会編『仁井田陞博士追悼論文集・第一巻 前近代アジアの法と社会』勁草書房、一九六七年)を参照。

(11) 曹魏以降、九品官人法の展開の中で將軍号がどのように変化して唐代の武散官に至ったかについては、宮崎市定『九品官人法の研究 科挙前史』(東洋史研究会、一九五六年)、窪添慶文「北魏初期の將軍号」(『魏晋南北朝官僚制研究』汲古書院、二〇〇三年。初発表一九八〇年)、高橋徹「南北朝の將軍号と唐代武散官」(『山形大学史学論集』十五号、一九九五年)などを参照。

(12) 北啓太「律令国家における將軍について」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻、吉川弘文館、一九九三年)参照。

(13) 唐の行軍に対し、日本のそれを征討軍と呼称することについては、拙稿「日唐征討軍の内部秩序と専決権」(前注〔7〕)拙著に収載)の注(1)を参照。

(14) 節刀については、瀧川政次郎「節刀考」(『国学院大学 政経論叢』五巻一号、一九五六年)を参照。

(15) 北氏前注(12) 論文、四八〇・四八一頁。

(16) 『続日本紀』慶雲二年(七〇五)十一月己丑条。このほか新羅使の迎接にあたっては、『続日本紀』和銅七年(七一四)十一月庚戌条に「左將軍」「右將軍」「副將軍」がみえる。

(17) 『続日本紀』天平十二年(七四〇)十月丙子条。

(18) 『続日本紀』神護景雲二年(七六八)十一月己亥条。

(19) 『続日本紀』和銅二年(七〇九)十二月壬寅条に「式部卿大將軍正四位下下毛野朝臣古麻呂卒」、和銅七年五月丁亥朔条に「大納言兼大將軍正三位大伴宿禰安麻呂薨」、神龜五年(七二八)七月

乙卯条に「勅三品大將軍新田部親王授明一品」とある。

(20) 笹山晴生「中衛府の研究 ―その政治史的意義に関する考察―」(前注〔6〕書に収載、初発表一九五七年)九五頁、請田正幸「七世紀末の兵政官 ―新羅官制と比較して―」(『ヒストリア』八一号、一九七八年)六〇十頁、野田嶺志「大將軍と古代天皇の武力」(『律令国家の軍事制』吉川弘文館、一九八四年)などを参照。

(21) 鎮守府については、鈴木拓也「古代陸奥国の官制」(『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年。初発表一九九四年)を参照。鎮西府は、天平十五年(七四三)から同十七年(七四五)まで存続した。設置記事は、『続日本紀』天平十五年十二月辛卯条にみえる。

(22) 北氏前注(12) 論文、四八五・四八六頁。

(23) 中国における節については、大原良通「中国における王権の確立とその象徴」(『王権の確立と授受 ―唐・古代チベット帝国(吐蕃)・南詔国を中心として―』汲古書院、二〇〇三年)を参照。「鬣牛尾」はヤクの尾を指すが、唐関市令で輸出が禁止されており(唐関市令不行唐6条)、日本列島内での入手はほぼ不可能であった。節刀は、養老賊盜律盜節刀条の注に「謂、皇華出使、黜陟幽明、將軍奉詔、宣威殊俗、皆執節刀、取信天下」とみえ、対応する唐賊盜律27盜宮殿門符条疏文に「節者皇華出使、黜陟幽明、輪軒奉詔、宣威殊俗、皆執節刀、取信天下」とあることから、唐で出征する元帥などに仮授される「旌節」に対応する。節刀と旌節の関係については、瀧川氏前注(14) 論文の十〜十七頁を参照。

(24) 北氏前注(12) 論文、五〇一〜五〇六頁参照。

(25) 北氏前注(12) 論文、五〇〇〜五〇一頁参照。

(26) 北氏前注(12) 論文の五〇六頁、田頭賢太郎「律令軍事制度

における部隊編成について―日唐の比較を中心に―」(『明大アジア論集』十八号、二〇一四年)の四五九・四六〇頁を参照。

(27) 『宋書』卷九七、列伝第五七、夷蛮、倭国。

(28) 武の上表文が中国古典の知識をもとに述作されていることは、湯浅幸孫「倭国王武の上表文について」(『史林』六四卷一号、一九八一年)などを参照。

(29) 藤田和尊「武器・武器の保有と政権」(『古墳時代の王権と軍事』学生社、二〇〇六年。初発表一九八八年)参照。

(30) 『日本書紀』継体天皇二年十一月甲子条。

(31) 『日本書紀』推古天皇十年二月己酉朔条。

(32) 『日本書紀』天武天皇元年(六七二)六月丁亥条、同月戊子条、同月己丑条。

(33) 『大唐開元礼』の卷八一から卷九〇は、軍礼を定める。『大唐開元礼』に結実する軍礼の形成過程については、丸橋充拓「魏晋南北朝隋唐時代における「軍礼」確立過程の概観」(『社会文化論集』七号、二〇一一年)を参照。

(34) 前注(7) 拙稿を参照。

(35) 養老軍防令25大将出征条。本条の理解については、前注(13) 拙稿を参照。

【附記】

本稿は、「日本古代における中国文化受容」研究会(東方学会《若手研究者の研究会等支援事業》、二〇二二年十月二三日開催)における口頭報告をもとに成稿した。当日参加された諸氏から多くのご教示を賜ったことに、末尾ながら記してあつく御礼申し上げます。